

2023年10月27日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長
和田隆宏

2023年 年末一時金に関する要求書

10月13日、東京都人事委員会は、例月給について3,569円(0.88%)の公民較差の解消を図り、また人材確保の観点から、初任層の引上げに重点を置きつつ、給料表を全級全号給引上げるとともに、特別給については0.10月分(再任用職員0.05月分)を引上げ、年間4.65月(再任用職員2.45月)とし、配分については勤勉手当とする勧告を行いました。

例月給、特別給ともに2年連続の引上げ勧告となりましたが、行(一)1・2級の昇給幅見直しにより、中高年齢層の改定率は0.2%と物価高騰の中で奮闘する職員の生活悪化に拍車をかけるものであり、断じて容認することはできません。また、特別給を全額勤勉手当に配分することは、能力・成果主義の強化により職員を競争により分断するほか、会計年度任用職員の処遇改善につながらない極めて不当な勧告です。

4年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症が示したものは、感染拡大の中にあっても、都民の命を守り、暮らしを支え、教育の充実のための、都政と都民サービスの必要性であり、また、その最前線で活躍する職員や教員の処遇の重要性です。そして、都政に求められる役割と課題が年々多様化・高度化し、多くの職場で業務量が増え、長時間労働が続く厳しい状況のもとにあっても、行政サービスを低下させることのないよう、日夜、使命感をもって働いています。

私たちは、都政と都民サービスを担う職員であると同時に、自分自身と家族が健康で文化的な生活をおくるために働く労働者です。安心して都民本位の都政を進める仕事ができるよう、下記のとおり年末一時金について要求しますので、誠意ある回答を求めます。

記

- 1 年末一時金2.7月分を12月8日までに支給すること。支給にあたっては、全額を期末手当とすること
- 2 上記の要求に対する回答を11月15日までに行うこと